

文化芸術のまち推進協定の一部を変更する協定書

東大阪市(以下「甲」という。)と公益財団法人関西フィルハーモニー管弦楽団(以下「乙」という。)は、平成27年8月25日に締結した文化芸術のまち推進協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第3条の協定期間中「協定期間満了の日の翌日から起算してなお5年間更新する」を「協定期間満了の日の翌日から起算してなお1年間更新する」に変更する。

第2条 その他条項については、原協定書のとおりとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月1日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 大阪市港区弁天一丁目2番4-700
大阪ベイタワーウエスト7F
公益財団法人関西フィルハーモニー管弦楽団

理事長 (自署)